## 政務活動費交付条例及び政務調査費交付条例改正に関する陳情書

## ◎陳情趣旨

先の第18回統一地方選挙において、県民から選ばれ、議員となられた35名の新議員の方々に、まず心よりお祝いを申し上げます。今後、貴議会が県民に身近で信頼される議会になるために、「開かれた県議会」をより一層推進する政策を実施されていく事を期待しております。

今回、私ども「未来をぼくらの手で」では、本陳情を含めて三つの陳情により政策提言を申し上げ、貴議会の掲げる「開かれた議会」の更なる発展を後押ししたいと考えております。

さて、本陳情は、政務活動費と政務調査費の収支報告書の閲覧について、その公開規制を撤廃することを求めるものです。現在、鳥取県政務活動費交付条例及び鳥取県政務調査費交付条例によって、収支報告書については「1、県内に住所がある方2、県内に所在する事務所又は事業所に勤務している方3、県内に所在する学校に在学している方4、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体(鳥取県公式ホームページより引用)」という閲覧者制限があります。これについて、貴議会は資産等報告書や公文書と同様に、だれでも閲覧・開示請求が出来るように改善していただきたく、閲覧に関わる条例改正を貴議会に求めます。場合によっては、県外の方が不適切な支出を見つけ、その改善・返還につながるケースもあるかもしれません。現在のように、県内在住者に限定して開示するより、誰でも開示請求できた方が、開かれた県政の発展に資するものと考えます。

## ◎陳情事項

一、政務活動費交付条例第八条の二について、以下の条文に改正することを求める。

「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第8条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)の閲覧又は写しの交付を請求することができる。」

二、政務調査費交付条例第八条の二について、以下の条文に改正することを求める。

「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。」